3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債務者が経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債権及び債務者は経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債権については、債権額から担保等による回収見込額並びに債務者の財政状態及び経営成績を考慮した回収見込額を減額し、その残額について貸倒引当金を計上している。上記以外の債権については合理的と認めた貸倒率に基づき計上している。

⑵　退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

4．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　機構債発行差額の償却方法

機構債発行差額は、預金保険機構債の償還期間にわたって定額法により償却している。

⑶　機構債発行費の処理方法

支出時に全額費用として処理している。なお、前事業年度以前に発行した預金保険機構債に係る機構債発行費は、償還期間で均等償却している。

⑷　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑸　その他

金融機能の再生のための金融措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条の規定による特定協定銀行からの納付金について、特定協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成20年度分納付金納付申告書の提出を平成21年６月１日に受けた。整理回収機構では、平成20事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、12,099百万円の見込みである。

5．重要な会計方針の変更

⑴　特殊法人等会計処理基準の変更

当事業年度より、改訂後の特殊法人等会計処理基準を適用して作成している。

⑵　貸借対照表の純資産の部の表示方法の変更

従来、貸借対照表については、前事業年度まで「資産の部」、「負債の部」及び「資本の部」に区分して表示していたが、特殊法人等会計処理基準の改訂に伴い、当事業年度より、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分して表示している。

なお、当該変更による従来の「資本の部」との差額は生じない。

⑶　機構債発行差金等の会計処理方法の変更

特殊法人等会計処理基準の改訂に伴い、前事業年度において繰延資産に計上していた機構債発行差金は、当事業年度から預金保険機構債の間接控除項目である機構債発行差額として計上している。

また、当事業年度に発行した機構債発行費は、支出時に全額を機構債事務費に計上している。これによる損益に与える影響は軽微である。

金融機能早期健全化勘定

貸　借　対　照　表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**1,699,693**	**（流動負債）**	**149**
現金・預金	13	未払金	3
短期貸付金	343	未払費用	146
有価証券	1,696,814	**（固定負債）**	**1,000,181**
仮払金	2	預金保険機構債	1,000,000
未収収益	2,520	機構債発行差額	178
未収金	0	退職給与引当金	3
（固定資産）	**780,860**	**（負債合計）**	**1,000,331**
有形固定資産	3	**（剰余金）**	
建物	2	利益剰余金	1,480,222
工具・器具・備品	0	積立金	1,461,170
無形固定資産	0	当期未処分利益	19,051
投資その他の資産	780,856	**（純資産合計）**	**1,480,222**
協定銀行貸付金	780,855		
敷金・保証金	1		
資産合計	**2,480,553**	**負債・純資産合計**	**2,480,553**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成20年４月１日　至平成21年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**10,035**	**（経常収益）**	**29,087**
一般管理費	61	協定銀行納付金収入	5,980
事業外費用	9,974	協定銀行貸付金利息収入	9,296
機構債利息	9,969	事業外収益	13,810
機構債事務費	4		
（当期利益金）	**19,051**		
合計	**29,087**	**合計**	**29,087**

㈱１．当期利益金19,051百万円は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第３号）第８条第１項の規定により、次期の積立金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。